

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に當るときは、その翌日)

目 次

◆規則 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

規則

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第一号

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十

七号)の一部を次のように改正する。

別表第三地方課の項の次に統計課の項として次のように加える。

統計課

一 統計法施行令(昭和二十四

年政令第百三十号)第八条第十八号)に基づく知事の権限による

一項の規定により知事の権限に属するものとされた指定統

に属するものとされた指定統

計調査の結果の公表

二 鳥取県統計調査条例(昭和

二十五年三月鳥取県条例第七

号)に基づく統計調査の実施

の決定及び統計調査の結果の

公表

二 統計法施行令第八条第一項の規定により知事の権限に属する

ものとされた申告義務者の決

定、統計調査員の指揮監督、調

査区の設定、調査票の配付、取

集、審査及び集計、調査票その

他関係書類の作成保管及び送付

並びに指定統計調査の実施に伴う事務

三 統計主事資格認定事務委任規程(昭和二十四年總理府令第十

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号から第十七号までを十二号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第六号とし、第二十号から第三十三号までを十三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第二十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十二 水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）に基づく知事の権

- 七号）第一条の規定による市町村の吏員について行なう事実の認定
四 鳥取県統計調査条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による調査区の設定及び調査員の任免
(二) 第六条の規定による調査の一部及び調査員の指揮監督の市町村長への委任
- 五 鳥取県統計調査条例に基づき行なう統計調査に係る申告義務者者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配付、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに統計調査の実施に伴う事務

- 二十三 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条第一項の規定による水道事業の経営の認可
(二) 第十条第一項の規定による給水区域の拡張等の認可
(三) 第十一条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道事業の休止又は廃止の許可
- 四 第十四条第三項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可
- (五) 第二十六条の規定による水道用水供給事業の経営の認可
(六) 第三十条第一項の規定による給水対象等の変更の認可
(七) 第三十五条の規定による水道事業又は水道用水供給事業の認可
(八) 第三十六条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する水道施設の改善の命令又は水道技術管理者の変更の勧告

- (九) 第三十七条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令
- (二) 第三十八条の規定による地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請をすべきことの命令又は供給条件の変更
- (一) 第四十二条の規定による二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者の間ににおいて、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図るべき旨の勧告
- (二) 第四十二条第一項又は第三項の規定による地方公共団体以外の水道事業者からの当該水道の水道施設等の買収の認可又は買収の範囲等について水道事業者との協議が調わないとき等の裁定
- 別表第三衛生課の項課長専決事項の欄中第一号から第十五号までを削り上げ、第十六号を第一号とし、第十七号から第二十五号までを十五号ずつ繰り上げ、第二十六号及び第二十七号を削り、第二十八号を第十一号とし、第二十九号から第五十二号までを十七号ずつ繰り上げ、第五十三号を削り、第五十四号を第三十六号とし、第五十五号を第三十七号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 三十八 水道法第三十九条の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等の報告の徵取又は工事現場等の立入検査
- 三十九、水道法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十三条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定による新設等に係る配水施設以外の水道施設等を使用して

給水を開始する旨の届出の受理

(二) 第十四条第二項の規定による料金を変更した旨の届出の受理

別表第三衛生課の項の次に医務課の項として次のように加える。

医務課

一 医療法(昭和二十三年法律

第二百五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項又は第二項の規定による病院等の開設

の許可又は病床数等の変更の許可(診療所及び助産所)

に係るものについては、一の保健所の管轄区域内に係るもの(を除く。)

(二) 第九条の規定による病院の休止等の届出の受理

(三) 第十六条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないことの許可

(四) 第十八条ただし書の規定による病院等に専属の薬剤師を置かないことの許可

(五) 第二十一条第一項ただし書の規定による病院に同項に定める人員若しくは施設を有さないこと又は記録を備えないことの許可

(六) 第二十四条の規定による病院等の開設者に対する病院等

なる場合の許可(当該病院等が他の病院等の管理者となる場合の許可(当該病院等の開設者に対する病院等)

等が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所の管轄区域内に所在する場合を除く。)

四 第二十九条第一項の規定による病院等の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令

(五) 第三十条の規定による第十九条に規定する处分を受ける者に対する弁明の機会の供与

(六) 第四十四条の規定による医療法人の設立の認可

(七) 第五十一条第一項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可

(八) 第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可

(九) 第五十六条第二項又は第三項の規定による解散した医療法人の残余財産の処分又は帰属させる者の認可

(十) 第五十七条第四項の規定

の施設の使用の制限等の命令の実施の実施

(十一) 第二十五条第一項の規定による報告の命令又は病院等への立入り及び清潔保持の状況等の検査の実施

(十二) 第二十七条の規定による病院等の構造設備の検査及び許可証の交付

(十三) 第二十八条の規定による病院等の管理者の変更の命令

(十四) 第二十九条第二項の規定による総合病院と称することの承認の取消し

(十五) 第三十条の規定による第二十四条又は第二十八条に規定する处分を受ける者に対する弁明の機会の供与

(十六) 第三十五条第一項の規定による公的医療機関の開設者等に対する同項に規定する事項の命令又は同条第二項の規定による公的医療機関の開設者に対するその運営についての

による医療法人の合併の認可

(十七) 第六十四条の規定による医療法人に対する業務の全部又は一部の停止の命令設立の認可の取消し

(十八) 第六十五条又は第六十六条の規定による医療法人の規定期定による医業等に関する広告する事項の許可

(十九) 第七十七条第一項第六号の規定による助産婦の業務等に関する広告する事項の許可

(二十) 第一百一号) 第七条第五項の規定による医師の免許の取消し及び弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の供与

(二十一) 第七条の規定による歯科衛生士の免許

(二十二) 第八条第一項又は第三項の規定による歯科衛生士の免許の取消し又は再免許

(二十三) 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第五項の規定による歯科医師の免許の取消し又は歯科医業の停止の処分を受ける者に対する弁明の機会の供与

(二十四) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第八条第二項又は第三項の規定による歯科衛生士試験

(二十五) 第六十八条において準用する民法第四十条又は第五十六条の規定による医療法人の名称等の決定又は仮理事の選任

(二十六) 第六十九条第一項第七号の規定による医業等に関する権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(二十七) 第八条第一項又は第三項の規定による歯科衛生士法施行令(昭和二十八年政令第三百八十四号)第九条の規定により知事の権限に属するものとされた

歯科衛生士の免許の取消し若しくは業務の停止命令又は再免許

五 歯科技工法 (昭和三十年法律第百六十八号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第二項の規定による歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止の命令

(二) 第二十五条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止

六 診療放射線技師及び診療エックス線技師法 (昭和二十六年法律第二百二十六号) 第九条第二項又は第四項の規定による診療エックス線技師の免許の取消し若しくは業務の停止若しくは業務の停止又は再免許

七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (昭和二十二年法律第二百十七号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第二項の規定による歯科技工士の免許の取消し若しくは業務の停止の命令又は再免許

三 歯科衛生士法施行令第六条第一項の規定による歯科衛生士免許証の再交付

四 歯科技工法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項の規定による歯科技工士の免許又は歯科技工士免許証の交付

(二) 第八条第三項の規定による歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止の命令

(三) 第九条第一項の規定による歯科衛生士の免許の取消し若しくは業務の停止又は再免許

五 聽聞の実施

六 診療放射線技師及び診療エックス線技師法 (昭和二十六年法律第二百二十六号) 第九条第二項又は第四項の規定による診療エックス線技師の免許の交付又は再交付

七 診療放射線技師及び診療エックス線技師免許の取消し又は再免許

八 柔道整復師法 (昭和四十五年法律第十九号) 第八条の規定による免許の取消し若しくは業務の停止又は再免許

九 衛生検査技師法 (昭和三十三年法律第七十六号) 第八条第二項又は第三項の規定による衛生検査技師の免許の取消し又は再免許

十 保健婦助産婦看護婦法 (昭和二十三年法律第二百三号) 第八条第二項又は第三項の規定による衛生検査技師の免許の取消し又は再免許

十一 診療放射線技師及び診療エックス線技師免許の取消し又は再免許

十二 診療エックス線技師籍の登録の消除

第一項の規定による歯科技工士の免許証の再交付

六 診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による施術者者の業務の停止若しくは免許の取消し又は再免許

(二) 第十二条の三の規定による医業類似行為を業とする者の業務の停止又は禁止

(三) 第三条第一項の規定による診療エックス線技師の免許証の交付又は再交付

(四) 第八条第一項又は第二項の規定による診療エックス線技師免許証の交付又は再交付

(五) 第九条第一項又は第四項の規定による診療エックス線技師免許の取消し又は再免許

(六) 第二条第二項の規定による診療エックス線技師籍の登録の消除

(二) 第二十二条第一項第二号

の規定による准看護婦養成所の指定

十一 保健婦助産婦看護婦学校

養成所指定規則(昭和二十六年文部省令第一号)第十四条

の規定による准看護婦養成所の指定の取消し

十二 救急病院等を定める省令

(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定による救急病院等の認定

は返還

(三) 第四条の規定による新住所

地の都道府県知事に対する通知、診療エックス線技師籍への登録若しくは登録の消

除又は診療エックス線技師免許証の交付

マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の書換え交付

(二) 第八条の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の再交付

(三) 第十条の規定による旧住所

地の都道府県知事又は新住所の都道府県知事に対する通

知

柔道整復師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

十一 柔道整復師法による柔道整復師免許証の交付

(二) 第十条の規定による柔道整復師試験の実施

十一 柔道整復師法施行令(昭和四十五年政令第二百十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による柔道整復師免許証の書換え交付

(二) 第七条の規定によるあん摩

九 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許

- (二) 第四条の規定による柔道整復師免許証の再交付
- (三) 第六条の規定による旧住所地の都道府県知事又は新住所地の都道府県知事に対する通知
- (十一) 衛生検査技師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条の規定による衛生検査技師の免許及び衛生検査技師免許証の交付
- (二) 第八条第一項又は第三項の規定による衛生検査技師の免許の取消し又は再免許
- (三) 第八条第二項の規定による衛生検査技師の名称の使用の停止の命令
- (十四) 衛生検査技師法施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第八条の規定による衛生検査技師免許証の再交付
- (十五) 保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第七条第二項の規定による准看護婦免許証の再交付
- (十六) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則第四条第二項の規定において準用する同規則第三条の規定による准看護婦養成所の学則等の変更の承認
- (一) 第十三条の規定による准看護婦の免許及び准看護婦免許証の交付
- (二) 第十四条第二項又は第五項の規定による准看護婦免許の取消し又は再免許
- (三) 第十八条の規定による准看護婦試験の実施
- (四) 第五十四条から第五十六条までの規定による保健婦若しくは看護婦の免許又は助産婦名簿への登録
- 別表第三予防課の項部長専決事項の欄中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同号

の次に次の一号を加える。

四 調理士法(昭和三十三年法律第百四十七号)第六条の規定による

調理師の免許の取消し又はその処分を受ける者へのその理由の通知

若しくは弁明等の機会の供与

別表第三予防課の項部長専決事項の欄中第八号を第五号とし、第九号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げ、第二十二号及び第二十三号を削る。

別表第三予防課の項課長専決事項の欄第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 調理師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による調理師の免許

(二) 第三条第一項第一号又は第二号の規定による調理等に関する講習の実施

(三) 第三条第一項第三号の規定による調理等に関する知識及び技能についての試験の実施

四 第五条第三項の規定による調理師免許証の交付

三 調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による調理師の名簿の登録の訂正

(二) 第四条の規定による調理師免許証の再交付

別表第三予防課の項課長専決事項の欄第十四号及び第十五号を削る。別表第三予防課の項の次に環境保全課の項として次のように加える。

環境保全課
一 大気汚染防止法(昭和四十年法律第九十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

一 大気汚染防止法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十二条の規定による自動車の排出ガスの濃度の測定

(二) 第二十六条第一項の規定によるばい煙発生施設の状況等の報告の要求及び工場等への立入検査

(一) 第二十一条の規定による測定に基づく意見の提出

(二) 第二十二条の規定によるばい煙関係特定施設等の状況等の報告の要求及び工場等への立入検査

(一) 鳥取県公害防止条例(昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(二) 鳥取県公害防止条例第三十四条の規定によるばい煙関係特定施設等の状況等の報告の要求及び工場等への立入検査

(一) 第十三条の規定によるばい煙関係特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令

(二) 第十八条第一項又は第二項の規定によるばい煙関係特定施設の構造等の改善又は使用の一時停止の命令

(一) 第二十七条の規定による

汚水関係特定施設の構造等
に関する計画の変更等の命
令

四 第二十九条第一項又は第

二項の規定による汚水関係
特定施設の構造等の改善又
は使用の一時停止の命令

(イ) 第三十三条の規定による
緊急時におけるばい煙又は
汚水の排出量の減少につい
ての協力の要請

(カ) 第三十六条の規定による
公害を防止するため必要な
措置の要求

三 清掃法(昭和二十九年法律
第七十二条)に基づく知事の
権限に属する事務のうち次に
掲げるもの

(一) 第四条第一項ただし書又
は第二項の規定による特別
清掃地域から除かれる区域

又は特別清掃地域の指定

(二) 第十三条第三項の規定に
よる屎尿処理施設(屎尿淨

化槽を除く。)若しくはど
み処理施設の使用の禁止又
は屎尿若しくはどみの処理
方法の改善その他必要な措
置の命令

四 清掃法施行規則(昭和二十一
九年厚生省令第三十二号)第

一条の規定による特別清掃地
域から除かれる区域又は特別
清掃地域とすることができる
区域を指定した旨又は指定し
た区域の変更をした旨の通報

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第一号中「百万円」を「五
百万円」に改める。

別表第三農政企画課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(請負契約の締結後に
おいて請負対象設計金額を変更した場合は当初の請負対象設計金額
をいう。以下「請負対象設計金額」という。)が一千万円以上一億
円未満の県営の農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札
の執行及び落札者の決定

別表第三農政企画課の項課長専決事項の欄中第一号を第三号とし、第
一号の次に次の一号を加える。

二 請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の県営の農林土木工事

に係る随意契約の方法により契約を締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

別表第三造林課の項課長専決事項の欄中第五号(一)を削り、(三)を(一)とし、(四)及び(五)を一つ繰り上げる。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画区域の指定についての認可の申請

(二) 第五条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画区域の指定の公告

(三) 第六条の規定による都市計画に関する基礎調査の実施並びに基礎調査の結果の報告及び通知

(四) 第十六条の規定による公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置の実施

(五) 第十七条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画を決定しようとする旨の公告及び当該都市計画の案の縦覧のうち第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる都市計画に係るもの

(六) 第十八条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画の決定

(七) 第十八条第三項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画の決定についての認可の申請

(八) 第十九条(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第二十条(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画を決定した旨の告示、図書の写しの送付及び図書の縦覧

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第二十条(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画を決定した旨の告示、図書の写しの送付及び図書の縦覧

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第二十八条第三項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による裁決の申請

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第二十九条の規定による開発行為の許可

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第三十七条第一号の規定による建築物の建築についての支障がない旨の承認

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第四十二条第一項ただし書の規定による建築物の建築の許可

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第四十三条第一項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可

の規定による市町村の都市計画の決定についての承認
九 第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認
九 第五十三条第一項の規定による都市計画施設の区域又は市街地

- 開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可（地方機関等事務決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二「号」）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (三) 第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地で建築物の建築の許可をしないことができるものの指定
- (四) 第五十五条第三項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方の決定
- (五) 第五十五条第四項の規定による土地の指定等をする旨の公告
- (六) 第五十六条第一項の規定による土地の買取り
- (七) 第五十七条第三項の規定による土地を買い取るべき旨の通知
- (八) 第五十九条第一項の規定による市町村が施行する都市計画事業の認可
- (九) 第五十九条第三項の規定による県が施行する都市計画事業の認可の申請
- (十) 第五十九条第五項の規定による国、機関、都道府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可
- (十一) 第六十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付
- (十二) 第六十三条第一項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請及び国、機関及び県以外の者が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可
- (十三) 第六十四条第一項の規定による第五十九条第五項の認可に基づく地位の承継の承認

〔四〕 第六十七條第二項の規定による土地建物等を買い取るべき旨の通知

〔五〕 第六十八条第二項の規定による買い取るべき土地の価額の協議、同号第八十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は必要な勧告若しくは助言

〔六〕 第八十二条第一項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分（第二十六条第一項の規定による許可に係るもの及び地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二号〔四〕の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

〔七〕 第八十二条第一項の規定による立入検査（第二十六条第一項の規定による許可に係るもの及び地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二号〔四〕の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

別表第三都市計画課の項目部長専決事項の欄中第二号及び第三号を削り、同欄第四号〔一〕中「第四条」の下に「第一項」を加え、同号四中「第十四条」の下に「第一項」を加え、同号〔二〕中「第五十二条」の下に「第一項」を加え、「事業計画」を「事業計画において定める設計の概要」に改め、同号〔二〕中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改め、同号〔二〕中「第九項」を「第十二項」に、「事業計画」を「事業計画において定めた設計の概要」に改め、同号〔二〕中「第六十六条」の下に「第一項」を加え、「施行規程及び事業計画」を「事業計画において定める設計の概要」に改め、同号〔二〕中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改め、同号〔二〕中「第九項」を「第十二項」に、「施行規程及び事業計画」を「事業計画において定めた設計の概要」に改め、同号〔二〕を削り、同号〔二〕

を(三)とし、(四)から(五)までを一ずつ繰り上げ、同号を同欄第一号とする。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄中第五号を第三号とし、同

号の次に次の一号を加える。

四 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三

月鳥取県条例第十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次
に掲げるもの

(一) 第二条の規定による風致地区内において行なう行為の許可又は

協議

(二) 第四条第一項の規定による許可の取消し、変更等の監督処分

(三) 第五条第一項の規定による立入検査

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄中第六号を削り、第七号を
第五号とする。

第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

一 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも
の

(一) 第二十条第二項（第二十一条第二項において準用する場合を含
む。）の規定による図書の写しの縦観

(二) 第二十五条第一項の規定による調査のための立入り

(三) 第二十六条第一項の規定による障害物の伐除の許可の申請又は

土地の試掘等の許可

(四) 第五十七条第一項の規定による建設省令で定める事項の公告及
び事業予定地内の土地の有償譲渡について制限があることを関係

権利者に周知させるための必要な措置の実施

(五) 第五十九条第六項の規定による都市計画事業の認可についての
関係地方公共団体の長の意見の聴取

(六) 第五十九条第七項（第六十三条第二項において準用する場合を
含む。）の規定による都市計画事業の認可についての用排水施設

等を管理する者等の意見の聴取

(七) 第六十六条の規定による建設省令で定める事項の公告

(八) 第八十二条第一項の規定による許可等の取消し、変更等の監督
処分のうち第二十六条第一項の規定による許可に係るもの

(九) 第八十二条第一項の規定による立入検査のうち第二十六条第一
項の規定による許可に係るもの

別表第三砂防課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法
律第五十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる
もの

(一) 第十五条第九項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）
の規定による調査のための立入りに伴う損失の補償についての協
議

(二) 第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行
なう行為の許可

(三) 第八条第一項の規定による許可の取消し等の監督処分

(四) 第九条第三項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他
必要な措置をとるべき旨の勧告

(六) 第十条第一項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行の命令
第十八条第三項の規定による急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失

の補償についての協議

別表第三砂防課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による調査のための土地の立入り又は一時使用

(二) 第六条の規定による標識の設置

(三) 第十一条第一項の規定による立入検査

四 第十七条第一項の規定による県営工事のための土地の立入り又は一時使用

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十六号を次のように改める。

十六 烏取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち

次に掲げるもの

(一) 第十二条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予

(二) 第二十一条の二第一項の規定による高額所得者に対する県営住宅の明渡しの請求

(三) 第二十一条の二第三項の規定による明渡期限の延長

(四) 第二十二条の二第一項の規定による県営住宅建替事業の施行に伴う県営住宅の明渡しの請求

(五) 第二十四条第一項の規定による不正の行為により県営住宅に入居した者等に対する県営住宅の明渡しの請求

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第十三号(1)中「第三十三号(1)」

を「第三十三号(2)」に改め、同号(2)を(3)とし、同号(3)中「第三十三号(2)」

を「第三十三号(1)」に改め、同号(1)を(2)とし、同号(2)中「第三十三号(1)」を「第三十三号(2)」に改め、同号(2)を(3)とし、同号(3)中「第三十三号(2)」を「第三十三号(1)」に改め、同号(1)を(2)とし、同号(2)中「第三十三号(1)」を「第三十三号(2)」に改め、同号(2)を(3)とし、同号(3)中「第三十三号(2)」

を「第三十三号(1)」に改め、同号(1)を(2)とし、同号(2)中「第三十三号(1)」のよう

に加える。

(六) 第九条第三項の規定による入居可能日の通知（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(4)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

第二条 烏取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十号中「診療エツクス線技師法」を「診療放射線技師及び診療エツクス線技師法」に改める。

別表第二保健所長の項第十一号中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改め、同号(4)中「医業類似行為をする所」を「施術所」に改め、同号(4)を同号(5)とし、同号(5)中「行なうことができる者」を「行なうことができる者等」に改め、同号(5)を(6)とし、その前に次のように加える。

(六) 第十二条の二第二項において準用する第九条の二の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理

別表第二保健所長の項第十一号四中「行なうことができる者」を「行なうことができる者等」に改め、同号四を同号五とし、同号三中「修繕若しくは改造」を「改善若しくは措置」に改め、同号三を同号四とし、同号二中「施術者」を「施術者等」に改め、同号二を三とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第九条の二の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理

別表第二保健所長の項第十二号中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則」に改め、同号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を削り、(五)を(三)とし、同号六中「医業類似行為をする所」を「施術所」に改め、同号六を同号四とする。

十三の二 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に基づく知事

の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十八条の規定による柔道整復師に対する業務に関する指示

(二) 第十九条の規定による施術所の開設の場所等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理

(三) 第二十一条第一項の規定による施術所の開設者等に対する報告の要求又は施術所への立入検査

(四) 第二十二条の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令

別表第二地方農林振興局長の項第二号中「百万円」を「五百万円」に改め、四及び五を削り、(四)を四とし、(七)を(五)とし、同号の次に次の二号を加える。

二の二 請負対象設計金額が一千万円未満の県営の農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び落札者の決定

二の三 請負対象設計金額が百万円未満の県営の農林土木工事に係る随意契約の方法により請負契約を締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

別表第二地方農林振興局長の項第三号中「百万円」を「五百万円」に改め、九を削り、(四)を九とし、(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)及び(五)を二ずつ繰り上げる。

別表第二地方農林振興局長の項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約款に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(請負対象設計金額が百万円未満の県営の農林土木工事に限る。)

(一) 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査

(二) 第二十四条第一項及び第二項の規定による工事の一部が完成した場合のその部分の検査、当該検査に合格した部分の全部若しくは一部又は工事未完成部分の使用の同意の請求

別表第二土木出張所長の項第二十二号中「指定したものとの区域内」の下に「又は市街地開発事業の施行区域内」を加え、同号内中「この号の四」を「この号の(四)」に改め、同号中(四)を(二)とし、同号(四)中「この号の四」を「この号の(四)」に改め、同号中(四)を(二)とし、(四)を(四)とし、(三)の

次に四として次のように加える。

(四) 第六十六条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその附近地の住民に対する説明等の措置の実施別表第二土木出張所長の項第三十三号中(二)を(三)とし、(四)から(五)までを一ずつ繰り下げ、(五)の次に(六)として次のように加える。

(六) 第九条第三項の規定による入居可能日の通知

別表第二米子土木出張所長の項第九号(三)及び四中「のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの承認」を削る。

別表第四地方農林振興局長の項第六号中(二)を(三)とし、(三)を(四)とし、(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第七条の二第二項の規定による講習会の終了の証明書の交付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。